

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 計画の基本理念・基本目標

#### (1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

令和6年3月に策定された「上天草市第3次総合計画」の基本構想では、まちづくりの基本目標に「人と海のふれあうまち～イノベーションによる“幸せを実感する”持続可能なまちづくり～」を掲げており、基本目標を実現するため、「切れ目のない子育て支援により、若い世代が楽しく子育てしたいまちをつくる」を掲げています。

こどもは、本来、一人一人が輝く個性と限りない可能性を持っており、こどもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切に、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことが、私たち市民の重要な役割であることを、こどもたちや市民に伝えています。これらを踏まえ、こどもたちの成長や多様な価値観を地域全体で支援し、こどもたち一人一人が健やかに成長することで、保護者や家族、地域に笑顔があふれるまちの実現を目指し、次のとおり本計画の基本理念を掲げます。

#### (2) 基本理念

安心してこどもを産み育て、こども・若者が健やかに成長できるまち

#### (3) 基本目標

基本理念を実現するために必要な環境づくりを目指すこども・子育て支援の5つの基本目標を次のとおり掲げます。

##### 基本目標Ⅰ

こどものライフステージに応じた支援

##### 基本目標Ⅱ

若者の夢が実現できる環境整備

##### 基本目標Ⅲ

希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

##### 基本目標Ⅳ

あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

##### 基本目標Ⅴ

特に支援が必要なこどもへの支援

#### (4)重点施策

上天草市では、基本目標に掲げた5つの目標のうち、次のとおり重点施策を推進します。

##### ① 子育て世帯への経済的な支援

18歳までを対象とした子ども医療費の助成等、子育て世帯への経済的支援を充実します。

##### 【関連事業】

###### ●子ども医療費助成事業

こどもの医療費の一部負担金に対して助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。

###### ●子育て世帯就学・進学応援給付金事業

こどもの成長に伴う経済的負担が増加する小中学校入学時の支援として、子育て世帯へ給付金を支給する。

##### ② 総合的な少子化対策の推進

子育て中でも柔軟に働ける環境づくりやこどもの貧困化対策、ひとり親家庭への支援等、子育てを取り巻く生活環境への総合的な支援策を推進します。

##### 【関連事業】

###### ●妊婦のための支援給付金事業

妊娠届出時から妊婦及び0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談及び継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ包括相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出及び出生届出を行った妊婦等に対し、経済的支援(計10万円)を一体的に実施する。

###### ●こども家庭センター事業

一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、こどもやその家庭の課題・ニーズに応えるため必要な支援を着実に提供できる体制を整える。

## (5)計画の体系

### 基本理念

安心してこどもを産み育て、こども・若者が健やかに成長できるまち

基本目標	基本施策	施策
基本目標 1 こどものライフステージに 応じた支援	(1)ライフステージを通じた支援	① こども・若者の権利の擁護 ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ③ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり
	(2)こどもの誕生前から幼児期 までの支援	① 地域の身近な場を通じた支援の充実 ② 幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中 の円滑な接続
	(3)学童期・思春期の支援	① 質の高い教育の推進 ② こどもたちの学びを支える環境づくり ③ こどもの居場所づくり ④ 小児医療体制、心身の健康等についての情報 提供やこころのケアの充実等
基本目標 2 若者の夢が実現できる 環境整備	(4)就労支援、雇用と経済的基盤 の安定のための取組	① 若者の市内就労、就業促進
	(5)悩みや不安を抱える若者や その家族に対する相談体制の 充実	① 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する 相談体制の充実
基本目標 3 希望を叶える結婚・妊娠・ 出産への支援	(6)出産支援と産後等の支援	① 出産支援と産後等の支援
基本目標 4 あらゆる家庭のニーズに 応じた子育て支援	(7)子育てや教育の経済的負担 への対応	① 子育てや教育の経済的負担への対応
	(8)地域や家庭でこどもを育成 する安全・安心な環境の構築	① 地域で子育てする環境の構築 ② 安心して子育てできる環境の構築 ③ 親の学びと家庭教育支援
	(9)安心して働ける職場環境 づくり等	① 安心して働ける職場環境づくり
	(10)ひとり親家庭への支援	① ひとり親家庭への支援
基本目標 5 特に支援が必要な こどもへの支援	(11)こどもの貧困対策	① それぞれの夢に挑戦できる環境の整備 ② 保護者の就労支援 ③ 社会の理解促進
	(12)障がい児支援・医療的ケア児 等の支援	① 障がい児支援・医療的ケア児等の支援
	(13)児童虐待防止対策と社会的 擁護の推進及びヤングケア ラーへの支援	① 児童虐待対策へのさらなる強化 ② ヤングケアラーへの支援
	(14)こども・若者の自殺対策、犯罪 等からこども・若者を守る 仕組み	① こども・若者自殺対策 ② こどもが安全に安心してインターネットを利用 できる環境整備 ③ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境 整備 ④ 非行防止と自立支援

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1 こどものライフステージに応じた支援

#### (1) ライフステージを通じた支援



##### 【住民の声や国・県の動向】

- こども・若者のアンケートから、「こどもの権利」を「知らない」と回答した人が多く、こどもの権利に関する認知度の向上が必要です。
- 就学前の保護者アンケートでは「食事・栄養に関すること」に悩んでいる人が多くいました。
- 食事について心配なことがある人が3人に1人となっており、望ましい食習慣が確立できるよう支援が必要です。
- 各アンケートから、公園等のこどもの遊び場を整備していく必要があります。
- 若者のアンケートから、交通の便をもっと良くしてほしいという意見が多く寄せられています。

#### ① こども・若者の権利の擁護

##### 今後の取組

- こども・若者に限らず全ての年代に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに自らが権利の主体であることを広く周知します。

##### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こどもの権利に関する普及啓発	広報誌・ホームページを活用し、様々な手法であらゆる世代に向けたこどもの権利に関する普及啓発を行う。

## ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### 今後の取組

- 自然体験等、多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会の場を創出します。
- 中学・高校生を対象にした育児体験学習を通じて、生命の大切さ、家庭の大切さを学ぶ機会をつくります。
- 読書習慣の定着、上天草の文学・歴史を学ぶ機会や市内全てのこどもが本に親しむ機会を確保するため、図書館の体制や蔵書を充実させるとともに、電子図書館サービスを充実します。
- 幼少期からの基本的な生活習慣づくりについて、保護者への幅広い働きかけを積極的に行うとともに、就学前施設、学校、家庭及び地域が連携して取組の充実を図ります。
- 乳幼児期のむし歯予防を推進するため、市役所や保育施設における歯磨き・適切な食生活習慣についての歯科保健指導に取り組みます。
- こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘(へい)・派遣等を通じた国際交流、グローバル人材育成を推進します。
- 上天草の豊かな環境を持続可能な形で将来の世代に引き継いでいくため、個人、事業者、団体、行政等、あらゆる主体がそれぞれの役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら、連携・協力して環境問題に取り組みます。
- 全ての市民が、お互いの人権を尊重し、心豊かに生活できる社会の実現を図るため、参加者の様々な人権問題に対する認識を深めるとともに、人権問題を自らの問題として捉え、日頃の言動に反映させることができるような人権意識の高揚を図ります。
- 上天草市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画に対する市民の意識を高めるとともに、女性活躍推進法に基づく女性の活躍の場づくりや多様な働き方の支援を進めます。

### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
アウトドア推進事業	アウトドアアクティビティと健康を組み合わせた体験プログラムを充実させる。
育児体験学習(保育園実習)等	中学・高校生を対象に保育園にて育児体験学習や職場体験を実施する。

主な事業	事業概要
図書館運営事務事業	本と歴史の交流館イコットの基本理念である、誰でも気軽に「楽しく活動」でき、「地域拠点・交流の場」となり、「情報が集まり発信できる場」を推進し、市民の学習機会・交流機会を広げる。 上天草市子ども読書活動推進計画に基づく、こどもの積極的な読書活動を推進する。
保健指導(乳幼児健診)	医師、保健師、栄養士等の専門職が、こどもの発育及び発達の状態を確認し、健康管理及び保健指導を行う。 また、育児をするうえで様々な不安又は悩みを抱く親に対して、状況に応じた支援を紹介しサポートを行う。
自治体間交流事業	市外及び国外との交流を推進し、市民の社会性や国際感覚の醸成を図る。
地域づくり振興事業	青少年のホームステイへの参加等により、語学研修及び異文化等の交流を広げ、こどもの豊かな国際感覚の育成を図る。
循環型社会の推進	「エコステーション」の利活用等、資源リサイクルに向けた啓発・支援を進め、ごみの減量化を図る。
人権教育事業	社会情勢や環境、人々の価値観の変化等により発生する新しい人権問題への対応した人権講話等の効果的な人権啓発活動を実施する。
人権男女共同参画推進事業	「つなぎあい 男女につくろう こころかようまち」を基本理念に、上天草市の男女共同参画社会の実現を目指すために推進している事業であり、男女平等の意識づくりや安心して暮らせる環境づくり、また、あらゆる分野での女性活躍の推進を図る。

### ③ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり

#### 今後の取組

- 道路や公園等の公共空間を整備する際に、地域の実情に応じた必要な機能を確保するとともに、誰もが利用しやすいかという観点に加え、通学路等の交通安全対策を推進し、道路利用者の安心・安全な通行空間を確保します。
- こども・若者の快適な移動手段を確保するため、渋滞の解消や地域公共交通の維持・改善に取り組み、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた交通体系の最適化を進めます。
- 子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、市営住宅や空き家バンクの活用を幅広く発信し子育てしやすい住まいづくりの推進等、住宅支援を強化します。
- スポーツを通じた年代を超えた市民交流を推進します。
- こどもの遊び場の整備とそのアクセスの確保等に取り組みます。
- 大矢野総合スポーツ公園及び松島総合運動公園をはじめとする社会体育施設の長寿命化計画に沿った改修・整備を進めます。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
交通安全施設整備事業	老朽化した安全施設等の改修や通学路の道路表示の改良を行い、道路利用者の安全性の確保を行う。
通学路の安全対策の推進	「上天草市通学路等交通安全プログラム」を推進し、通学路上の危険個所の把握及び改善に取り組む。
公共交通等対策事業	バス等のダイヤ改正等による運行効率化や、住民、利用者及び運行事業者との意見交換、乗り方教室の開催等によりバス等の利用促進を図る。
移住定住促進事業	移住相談コーディネーターによる移住検討者へのきめ細やかな相談対応や移住情報サイトによる情報提供、空き家バンクの運営、都市部で開催される移住相談会への参加及び国の交付金等を活用した事業等の様々な取組を行う。
スポーツ活動事業	幅広い年代の市民参加と交流を拡大するスポーツ・レクリエーションイベントを開催する。
安全・安心に過ごせる公園等の整備	安全で身近に利用できる公園等の維持に努める。 カントリーパーク花海好の維持管理業務及び施設改修を実施する。
体育施設管理事務事業 総合スポーツ公園事業 総合センターアロマ事業	長寿命化計画に沿った社会体育施設の改修・整備を行う。

## (2) こどもの誕生前から幼児期までの支援



### 【住民の声や国・県の動向】

- 共働き、共育で世帯が増加しています。子育て家庭の仕事等と子育ての両立を支援するため、保育園の受け入れ体制を整えることが重要です。
- 病児・病後児施設等を実際に利用している人よりも利用のニーズは多いため、第2期に引き続き保護者への制度の周知が必要です。

### ① 地域の身近な場を通じた支援の充実

#### 今後の取組

- 就学前教育・保育に係る今後の需要見込み量と保育等の提供者の意向を踏まえながら、必要な保育等資源の適正配置と量の確保を計画的に進めます。  
また、一時預かりや子育て短期支援事業等を継続するとともに事業の周知を図り、必要とされる保護者等の利用を促進します。
- 妊婦・こども・育児者の立場からの整備や改善の視点を重視して、幼稚園、保育所、認定こども園等について衛生、安全面にも配慮した誰もが使いやすい施設の整備を進めます。
- 医療機関との連携により、病児・病後児保育の受け入れ体制を整備します。また、現在保育士の確保が課題であるため、県等と連携して、保育士確保に努めます。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
認可保育園等事業	保護者の就労等により家庭で保育ができない児童を保育園及び認定こども園で預かることにより、子育て家庭の仕事等と子育ての両立を支援する。
延長保育事業	就労形態の多様化に伴い、保育認定を受けた児童が、通常の利用日や通常的时间帯以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。
一時預かり事業	一時的に保育が必要な保護者へ全保育所にて保育サービスを実施する。
施設整備及び環境改善	子育て支援施設の機能強化に係る施設整備及び空調、遊具、防犯設備の設置等に係る環境改善を行う。

主な事業	事業概要
病児保育事業	病気中のこどもの育児の施設等における一時預かり、こどもの体調管理を支援する病児保育を実施する。
保育補助者雇上強化事業 保育体制強化事業	保育士の補助を行う者(保育補助者)や保育支援者を配置することにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行う。

## ② 幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続

### 今後の取組

- 保育所等における幼児教育・保育の専門性等を高め、こどもへの幼児教育・保育の充実を図ります。
- 熊本県、熊本県保育協議会をはじめ、各種団体からの研修等については、公立・私立保育所等に広く案内を出し、情報提供を行います。
- 地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保等・小・中の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育、中学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
認可保育園等事業【再掲】	保護者の就労等により家庭で保育ができない児童を保育園及び認定こども園で預かることにより、子育て家庭の仕事等と子育ての両立を支援する。
保小中高の連携の推進	研修会や会議等を通して、連携の意義や重要性を啓発する。

### (3) 学童期・思春期の支援



#### 【住民の声や国・県の動向】

- こどもたちが個性と創造性を備えた自立した人間として成長できるよう、学力向上に向けた学校教育の充実と家庭教育への支援が必要です。
- いじめや不登校の児童生徒に対する自立支援に向けた取組やこどもの貧困問題に対応した就学が困難なこどもに対する経済的支援や就学支援が必要となっています。

#### ① 質の高い教育の推進

##### 今後の取組

- 家庭を基盤とし、社会全体でこどもの学びや成長を支えるため、家庭学習の充実による児童生徒の学習の定着を図るためのAI型学習ソフトを活用した学習を支援します。また、地域の教育力向上に取り組むとともに、就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続に取り組みます。
- いじめ問題や不登校の解消に向けて、いじめ問題アドバイザー、自立支援相談員によるアドバイス等の支援、スクールサポーターや学習支援員の配置による児童生徒の指導支援を進めます。
- 児童生徒の学力の向上に向けて、教職員の指導力向上、教育審議員や指導主事、学校教育指導員によるサポート体制を維持・充実します。また、学習支援員を配置し、授業における個別指導等による学習支援を行い、習熟内容の定着・学習意欲の向上を図ります。
- 地域や家庭環境に左右されず、質の高い学習環境を享受できるよう、ICTの活用や遠隔授業の推進等に取り組めます。
- 豊かなこころの育成のため、道徳教育を推進するとともに、社会貢献・参画意識の向上、文化・芸術との触れ合いによる豊かな感性の育成等に取り組めます。
- 健やかな体の育成のため、運動やスポーツに触れる機会を増やすとともに、県産食材を活用した学校給食の推進等、食育の充実に取り組めます。
- 地元の食材を使用した郷土豊かな給食を提供する地産地消を推進し、栄養バランスの取れた安心・安全な学校給食を提供します。
- 小中高校各段階に応じて、発達障がいを含め、全ての障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。
- 地域の伝統や文化等に関する学習等を通し、ふるさとを愛するこころの醸成を行い、郷土に対する理解や愛着を深めます。

- 地域活動や地元産業との連携・交流機会の充実、オープンキャンパス等の体験機会の創出により、上天草高校の魅力化を進めます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
親の学びプログラム	家庭教育を支援するため、学校等で開催される親の学び講座へトレーナーを派遣する。
地域学校協働活動事業	地域住民等による郷土学習等の授業支援、学校の環境整備や児童生徒の登下校の見守り等、地域と学校との連携・協働による活動を推進する。
自立支援事業	児童生徒の悩みや相談に応じるため、自立支援相談員及びいじめ問題アドバイザーによる相談業務を行い、不登校の早期発見、早期対応、そして、解消に努める。また、学校には来れるが、教室には入れない児童生徒や問題行動等が多い学校にスクールサポーターや学習支援員を配置し、児童生徒の生活支援を行い、不登校解消につなげる。
学力向上対策事業	児童生徒の学力の向上を目的に、教育審議員、指導主事、学校教育指導員を学校に派遣し、教員の指導力向上に取り組む。 また、教科授業において、児童生徒の習熟度に応じた個別指導や T・T(チーム・ティーチング)による学習指導や支援を行うことで、習熟内容の定着や学習意欲の向上を図る。
IT 教育推進事業	情報化社会に対応したこどもたちの育成を図るため、学校教育の環境整備を図るとともに、教職員のスキル向上を進める。
スポーツ活動事業 スポーツ推進委員事業	上天草市スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会との連携によりスポーツ指導者を育成・確保し、市民のスポーツ活動の普及体制を確保する。 中学部活動の地域展開を円滑に進め、スポーツ及び文化分野の地域団体におけるこどものスポーツ・文化活動の活性化を推進する。
文化財保護事業 文化振興事業	資料展示や講座等を通じた、市民への歴史や文化財に関する理解・周知機会を拡大する。
学校給食での地産地消を取り入れた食育	安全で栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、地元食材を活用し地産地消を促進する。
特別支援教育の推進	特別支援連携協議会を設置し、保・小・中・高校の関係機関が連携し、支援体制を構築することで、こどもの教育的ニーズを継続的に達成する。 教育支援委員会による就学支援及びその後の一貫した支援を推進する。

主な事業	事業概要
総合的な学習の時間やキャリア教育と関連させた取組の推進	地域の歴史や伝統文化、産業、特産物等について調べ、ふるさとの良さや課題を知り、生の声を聴いたり、体験活動を行ったりする機会を増やせるよう地域の人材や事業所等の活用を推進する。

## ② こどもたちの学びを支える環境づくり

### 今後の取組

- 厳しい環境に置かれている児童生徒への支援を強化し、奨学金の活用等、意欲に応じて誰もが教育を受けることができる環境を構築します。
- 教職員が対応すべき課題の複雑化や多様化に対し、様々な面から、教職員の時間的・精神的負担を抑えます。
- 老朽化する学校施設に対する改築や大規模な改修、施設の長寿命化を進め、教育環境の充実を図ります。
- 小中学生の部活動等のスポーツ・文化活動を地域活動へ円滑に移行するための体制づくりを進めます。
- こどもの基礎体力向上に向けて、軽度な身体活動やニュースポーツのできる機会をつくりまします。
- 図書館機能の充実を図り、熊本の文学・歴史を学ぶ機会や本に親しむ機会を確保し、学習する機会の提供に取り組みます。

### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
子育て世帯就学・進学応援給付金事業	こどもの成長に伴い経済的負担が増加する小中学校入学時の支援として、子育て世帯へ給付金を支給する。
こどもの就学支援対策の実施	経済的困難を抱える児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食等の費用の一部を援助する。
奨学金の活用	能力があるにもかかわらず、経済的理由によって高校や大学等への進学が困難な生徒等を対象に、奨学金の無利子貸付を実施する。
教職員多忙化解消の取組	教職員の多忙化の解消に向けて、校務支援システムの導入を進めるとともに、学習支援員、特別支援教育補助員の配置等の人的なサポートを継続し、こどもたちと向き合う時間の確保という本来の目的を達成する働き方改革を推進する。 ICTを活用した教育を充実するため、職員に対するICT機器の活用に係る研修の開催やICT支援員の配置等を進める。

主な事業	事業概要
小学校校舎営繕事業 中学校校舎営繕事業	校舎や屋内運動場の経年劣化による雨漏り等の解消、和式トイレの洋式化や多目的トイレを設置し施設のユニバーサルデザイン化を推進する。
スポーツ活動事業【再掲】 スポーツ推進委員事業【再掲】	上天草市スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会との連携によりスポーツ指導者を育成・確保し、市民のスポーツ活動の普及体制を確保する。 中学部活動の地域展開を円滑に進め、スポーツ及び文化分野の地域団体におけるこどものスポーツ・文化活動の活性化を推進する。
図書館運営事務事業【再掲】	本と歴史の交流館イコットの基本理念である、誰でも気軽に「楽しく活動」でき、「地域拠点・交流の場」となり、「情報が集まり発信できる場」を推進し、市民の学習機会・交流機会を広げる。 上天草市子ども読書活動推進計画に基づく、こどもの積極的な読書活動を推進する。

### ③ こどもの居場所づくり

#### 今後の取組

- その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者、子育て当事者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。
- 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保します。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども・若者の意見徴収	こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくため、関係機関・団体と連携し、こども・若者の意見徴収の方法を検討する。
こども家庭センター事業	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。

主な事業	事業概要
こども食堂の運営支援	こどもの貧困対策推進のための、こども食堂実施団体に対する食材料費の補助又は補助金の支給を行う。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、保育所等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る。

#### ④ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等

##### 今後の取組

- 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。
- 子ども医療費助成制度の継続実施により子育て世帯の経済的負担の軽減を図るほか、休日夜間における子ども医療電話相談の周知や診療案内についての情報提供を行う等支援を行います。
- 性の低年齢化に即応し、こどもに、性への正しい理解と知識習得を導く性に関する教育を充実させます。また、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等も含めた健康教育を実践します。

##### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
子ども医療費助成事業	こどもの医療費の一部負担金に対して助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。医療機関等における現物給付の対象地域を上天草市内から熊本県内へ拡充(令和6年8月診療分から適用)。
思春期講話	思春期にある生徒たちが、自分がかげがえのない存在であること、妊娠及び出産のすばらしい面、大変な面等を捉え、思春期の心と身体づくりにつなげることを目的に、市内の中学校を対象に、思春期講話を実施する。

## 基本目標 2 若者の夢が実現できる環境整備

### (4) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組



#### 【住民の声や国・県の動向】

- こども・若者へのアンケートの中で、上天草市で暮らしていくために特に重要だと思うことについて、「就きたい職業の場があること」という意見が最も多くなっています。
- 今後も予測されている人口減少を抑制するため、幅広い視点からの効果的な定住促進策を推進する必要があります。

#### ① 若者の市内就労、就業促進

##### 今後の取組

- 仕事を探している若者一人一人に合わせた細かな支援を行うことで、若者の正社員としての就労につなげていきます。
- 高校生等への地元事業者のPRやマッチング機会等により、生徒が地元で働くことに希望を持てるように努めるとともに、社会生活への円滑な移行等の取組を進めます。
- 農林水産業を志す若者に対しては、新規就農者に対する技術指導等の相談窓口等のサポート体制を拡充するとともに、新規就農者が農業経営を継続できるよう伴走支援を充実します。
- 新規漁業者を確保するため、継続的な育成・定着に向けた支援を充実します。
- 若者の創業支援に関しては、「上天草市起業創業者支援ネットワーク」による官民が連携し一体となった創業支援により、新規企業者の増加を図ります。

また、移住・定住支援として、メディア等と連動した移住定住に向けたプロモーション戦略を実施します。併せて、市民への郷土愛の醸成を兼ねたプロモーションを進め、人口定着を図るとともに、こどものふるさと教育を充実し、ふるさとへの愛着を深めることで、将来的な定住の促進につなげていきます。

##### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
商工振興対策事業	商工会をはじめとした商工関係団体、商工事業者が実施する経営の安定化、地域経済振興対策、基盤強化等の取組に対し補助金を交付や利子補給等の支援を行う。

主な事業	事業概要
新規就農者に係る支援	経営の不安定な就業初期段階のリスクを軽減するため、国等の助成事業を活用し、就業者の意欲喚起と就業後の定着を図り、新たな担い手の増大を図る。
新規漁業者の確保	新規漁業者を確保するため、継続的な育成・定着に向けた支援を充実する。
商工振興対策事業	上天草市商工会・天草信用金庫・上天草市が連携し、一体感を持った創業支援を行うために「上天草市起業創業者支援ネットワーク」を設置し、起業創業支援制度の提供や各種申請書・計画書作成のアドバイス、融資や経営についての専門知識の情報提供を行う。
移住定住促進事業【再掲】	移住相談コーディネーターによる移住検討者へのきめ細やかな相談対応や移住情報サイトによる情報提供、空き家バンクの運営、都市部で開催される移住相談会への参加及び国の交付金等を活用した事業等の様々な取組を行う。

## (5) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実



### 【住民の声や国・県の動向】

- こども・若者へのアンケートの中で、高校生の悩んでいることについて、「進学や就職のこと」で悩んでいるという意見が多くありました。
- また、高校生では約3割が、若者では約3割～4割が孤独感を感じていると回答がありました。

## ① 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### 今後の取組

- 進学や就職、人間関係について、悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりする等、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知します。

### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。

## 基本目標 3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

### (6) 出産支援と産後等の支援



#### 【住民の声や国・県の動向】

- 保護者への調査では、妊娠中、出産後に母親が精神的に不安定になった経験の有無については「時々あった」の回答割合が 40.6%と最も多くなっています。
- 様々な理由(若年及び高齢妊婦や養育状況等)から、妊娠の届出が遅れた場合に、妊婦健康診査を 14 回受けられず個別の支援が必要なケースがあり、産後も継続しフォローが必要なケースが見受けられます。
- 妊娠中の飲酒率及び喫煙率が 0%ではないため、引き続き母子健康手帳の保健指導内容の見直しに加え、妊娠前からの飲酒及び喫煙のリスクに対する正しい知識の普及が必要となっています。

#### ① 出産支援と産後等の支援

##### 今後の取組

- 不妊治療に対する費用助成等、不妊症の治療に係る支援を充実させるとともに、仕事と不妊治療の両立等、妊娠や出産に伴う悩み、こどもを迎えたいと願った際に直面する悩みに対応する相談体制・情報提供を強化します。
- 産後ケア事業については、市町村域を超えた広域的体制の整備等、事業の充実を図るとともに、利用者の負担軽減等利用しやすい方法の検討を行います。
- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制整備を支援し、児童相談体制を充実・強化します。  
また、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と経済的支援を一体として実施する「妊婦のための支援給付」を継続します。
- こどもの健康を守るため妊婦一般健康診査の受診の推進と、個別の支援を要する妊産婦に対する保健指導の充実を図ります。また、妊娠期から乳幼児期にかけた健康診査や各種相談を通じて、こどもと母親の健康の保持増進を図ります。
- 気軽にアクセスできる多様な相談窓口の運用やこどもの養育に不安を抱える家庭への支援、妊娠届出時や健診時等での虐待リスクの早期発見・早期対応に努めます。  
妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等により、疾病や障がいの早期発見、早期療育への迅速な対応を図ります。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
不妊治療費助成事業	不妊治療を実施する夫婦の経済的な負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部を助成する。
産後ケア事業	産後のお母さんが安心して子育てをすることができるようにサポートが必要なお母さんを対象にケアを実施する。
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。
妊婦のための支援給付事業	妊娠届出時から妊婦及び0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談及び継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ包括相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出及び出生届出を行った妊婦等に対し、経済的支援(計10万円)を一体的に実施する。
妊婦健康診査	妊婦健康診査受診票(14回分)及び妊婦歯科健康診査受診券を公費負担で交付し、妊娠週数に応じて各健康診査の受診を推進する。
乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月までの乳児に対して母子保健推進員が個別訪問を行う。
保健指導(乳幼児健診)【再掲】	医師、保健師、栄養士等の専門職が、こどもの発育及び発達の状態を確認し、健康管理及び保健指導を行う。 また、育児をするうえで様々な不安又は悩みを抱く親に対して、状況に応じた支援を紹介しサポートを行う。

## 基本目標 4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

### (7) 子育てや教育の経済的負担への対応



#### 【住民の声や国・県の動向】

- 保護者への調査では、就学前・小学生ともに「子育てにかかる出費がかさむこと」に悩んでいる保護者が多い結果となりました。  
また、子ども医療費の申請手続きに手間がかかるという意見がありました。

### ① 子育てや教育の経済的負担への対応

#### 今後の取組

- 子ども医療費助成制度や幼児教育・保育の無償化等、子育てに係る基本的な経済的支援について、全国一律の制度化と支援基準の充実を図ることを国に求めるとともに、国の動向を踏まえつつ、今後も引き続き、子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援を行います。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
子ども医療費助成事業【再掲】	こどもの医療費の一部負担金に対して助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 医療機関等における現物給付の対象地域を上天草市内から熊本県内へ拡充(令和6年8月診療分から適用)。
第2子保育料無償化	利用者負担額(保育料)について、さらなる子育て世帯の負担軽減のため、認可保育所及び認定こども園に通う第2子以降の園児について保育料を無償とする(令和5年4月分から適用)。

## (8) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築



### 【住民の声や国・県の動向】

- 国が定めたこども大綱では、地域子育て支援や家庭教育支援が重要事項として示されています。
- 保護者への調査の中で、地域子育て支援拠点を「利用していないが、今後利用したい」人は21.2%となっており、今後の新たな利用ニーズが見込まれます。
- ファミリー・サポート・センターの利用者数は増加傾向にありますが、当該事業があまり認知されていない状況です。そのため社会福祉協議会と連携し、周知活動を継続していくことで、利用者のさらなる増加を図る必要があります。

### ① 地域で子育てする環境の構築

#### 今後の取組

- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援として、地域子育て支援拠点や一時預かり、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援のほか、子育て世帯の支援を推進します。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業	児童(乳幼児及び小学生)の一時的な保育や送迎等の援助を受けたい保護者の会員と地域市民による援助の提供をする会員の募集及び登録を行い、援助会員と提供会員を仲介し、地域における子育ての相互援助活動を支援する。
地域子育て支援拠点事業	保育所等を利用していない子育て家庭の保護者の悩みや相談に対し、子育て支援センター(委託5か所)において、助言及び指導、こどもの多世代との交流促進を図り子育てしやすい環境を整備する。
子育て短期支援事業	児童の養育が社会的理由(保護者の疾病・冠婚葬祭等)により、一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において短期的に児童を預かり養育を行う。
地域子育て相談機関	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設等の保険・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う。

## ② 安心して子育てできる環境の構築

### 今後の取組

- 子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。こどもとの親としてのかかわりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝える等、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。  
また、子育て世代同士の交流の場の創出を推進します。

### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。
地域子育て支援拠点事業【再掲】	保育園等を利用していない子育て家庭の保護者の悩みや相談に対し、子育て支援センター(委託5か所)において、助言及び指導、こどもの多世代との交流促進を図り子育てしやすい環境を整備する。

## ③ 親の学びと家庭教育支援

### 今後の取組

- 保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、家庭における基礎的な生活習慣を学ぶ家庭教育講座を開催します。

### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
親の学びプログラム【再掲】	家庭教育を支援するため、学校等で開催される親の学び講座ハトレーナーを派遣する。
地域学校協働活動事業【再掲】	地域住民等による郷土学習等の授業支援、学校の環境整備や児童生徒の登下校の見守り等、地域と学校との連携・協働による活動を推進する。

## (9) 安心して働ける職場環境づくり等



### 【住民の声や国・県の動向】

- 女性活躍推進の視点に立ち、地域社会における女性の社会進出を支援する男女共同参画施策の推進が求められています。
- 保護者への調査では、育児休業を取得した男女の割合について、女性は約5割の人が育児休業を取得した(取得している)のに対し、育児休業を取得した男性は4%となっています。

### ① 安心して働ける職場環境づくり

#### 今後の取組

- 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、上天草市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画に対する市民の意識を高めるとともに、女性活躍推進法に基づく女性の活躍の場づくりや多様な働き方への支援を進めます。
- 職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性を問わず、従業員が希望どおり、気兼ねなく育児に関する休暇・休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進めていきます。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
人権男女共同参画推進事業【再掲】	「つなぎあい 男女につくろう ころかようまち」を基本理念に、上天草市の男女共同参画社会の実現を目指すために推進している事業であり、男女平等の意識づくりや安心して暮らせる環境づくり、また、あらゆる分野での女性活躍の推進を図る。
育児休暇制度の普及啓発	ホームページや広報誌等を通して育児休暇制度の普及啓発を行う。

## (10) ひとり親家庭への支援



### 【住民の声や国・県の動向】

- ひとり親家庭に関する相談件数は少しずつ増えていますが、相談として挙げにくいケースもあるとみられ実態は把握しづらい状況です。
- 「上天草市母子家庭高等職業訓練促進給付金」制度については、利用者件数が少ないため、周知方法について検討する必要があります。

### ① ひとり親家庭への支援

#### 今後の取組

- ひとり親家庭に対して、ニーズに即応した情報提供を行うとともに母子自立支援員による総合的な相談対応等を行います。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、資格取得支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、こどもに届く生活・学習支援を進めます。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
女性相談支援員事業	要保護女子の発見に努め、相談に応じるとともに、必要な指導を行う。 女性が抱える生活困窮、DV 等の様々な問題に対し、女性相談支援員による相談等を通じ、解決に向けた援助及び指導を行う。
児童扶養手当	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童、又は 20 歳未満かつ政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父子、母子家庭の父母又は養育者に手当を支給する。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父母及びその父母に監護されている満18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者(児童)を対象に、一部負担金に対してその額の2/3を助成する。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が、病気、就学、冠婚葬祭等の理由により、一時的に生活援助及び保育が必要な場合に支援を行う。

主な事業	事業概要
母子家庭自立支援給付金事業	就業期間が1年以上の指定資格取得養成機関に在籍するひとり親家庭等の父母に、就業期間中(上限3年)及び就業期間終了後に給付金を支給する。また、新規のひとり親に対して、転居に係る費用及び毎月の家賃を補助し生活支援を行う。
子育て世帯就学・進学応援給付金事業【再掲】	こどもの成長に伴う経済的負担が増加する小中学校入学時の支援として、子育て世帯へ給付金を支給する。

## 基本目標 5 特に支援が必要な子どもへの支援

### (11) こどもの貧困対策



#### 【住民の声や国・県の動向】

○こどもの貧困対策に関して、令和6年6月に法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、国全体を通して、こどもの貧困に向けたさらなる支援が必要となっています。

#### ① それぞれの夢に挑戦できる環境の整備

##### 今後の取組

- 全ての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。
- 学校をはじめとした地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にある子どもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

##### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
子育て世帯就学・進学応援給付金事業【再掲】	こどもの成長に伴う経済的負担が増加する小中学校入学時の支援として、子育て世帯へ給付金を支給する。
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。
こどもの就学支援対策の実施【再掲】	経済的困難を抱える児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食等の費用の一部を援助する。
奨学金の活用【再掲】	能力があるにもかかわらず、経済的理由によって高校や大学等への進学が困難な生徒等を対象に、奨学金の無利子貸付を実施する。

## ② 保護者の就労支援

### 今後の取組

- 保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。特に生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
ひとり親家庭等日常生活支援事業【再掲】	ひとり親家庭が、病気、就学、冠婚葬祭等の理由により、一時的に生活援助及び保育が必要な場合に支援を行う。
母子家庭自立支援給付金事業【再掲】	就業期間が1年以上の指定資格取得養成機関に在籍するひとり親家庭等の父母に、就業期間中(上限3年)及び就業期間終了後に給付金を支給する。また、新規のひとり親に対して、転居に係る費用及び毎月の家賃を補助し生活支援を行う。
延長保育事業【再掲】	就労形態の多様化に伴い、保育認定を受けた児童が、通常の利用日や通常的时间帯以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。
一時預かり事業【再掲】	一時的に保育が必要な保護者へ全保育所にて保育サービスを実施する。
放課後児童健全育成事業【再掲】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、保育所等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る。

### ③ 社会の理解促進

#### 今後の取組

- こどもの貧困は社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、国、県、市町村、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。

## (12) 障がい児支援・医療的ケア児等の支援



### 【住民の声や国・県の動向】

- 専門医療機関の受診までに、2～3か月を要することから、早期対応に繋がりにくい状況があります。このような問題を解決するために、発見から受診を待たず、早期に療育を開始できるよう地域のフォロー体制(受け皿)の整備が必要です。
- 上天草市内に児童発達支援の事業所がなく近隣自治体の事業所へ通所しなければならないため、保護者の送迎負担等がある状況です。また、放課後等デイサービスの事業所も市内に1か所しかなく、姫戸町、龍ヶ岳町の利用者は移動に時間がかかりサービスの利用時間が短時間になっています。
- 特別支援教育補助員や看護師等、必要な人材の継続的な確保が重要です。

### ① 障がい児支援・医療的ケア児等の支援

#### 今後の取組

- 障がい児・医療的ケア児が住みなれた地域で日常生活または社会生活を営むために、障がいにあわせた必要な支援を受けられるよう関係機関と連携し相談支援を強化します。
- 知的障がい・肢体不自由のある在宅のこどもを対象とする集団機能回復や生活適応の訓練、障がいのあるこどもに対する在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 障がい児を支援するため、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問事業所等を確保します。
- 特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに学び育ちあうための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、小中高校各段階に応じて、発達障がいを含め、全ての障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
医療的ケア児支援に係る連携会議	保健、医療福祉、教育等の医療的ケア児等支援に関わる担当者で、地域の課題や対応策について継続的に意見交換及び情報共有を図り、特別な支援を必要とするこどもへの就学前から学童期、社会参加までの切れ目のない支援体制の整備を行う。
医療的ケア児支援に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児の相談支援については、医療的ケア児支援に関するコーディネーターを配置し、相談体制を強化する。

主な事業	事業概要
地域療育通園事業	発達に心配のある就学前の子どもや保護者に対し、集団療育を通じた発達支援や衣服の着脱、歯磨き、排泄等の自立に向けた支援を行う。また、個別相談や就学支援、保育園訪問、保護者の集い等を行う。
障害児保育事業	障がいのある児童を受入れ保育を行う私立保育所等に対し、障害児保育に必要な費用の一部を補助する。
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、障がいの特性に応じて日常生活における動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行う。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して放課後及び土日、夏休み等の休業日において、生活能力向上のための支援等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のための支援を行う。
保育所等訪問支援	障がい児に対して、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
特別支援教育の推進【再掲】	特別支援連携協議会を設置し、保・小・中・高校の関係機関が連携し、支援体制を構築することで、こどもの教育的ニーズを継続的に達成する。 教育支援委員会による就学支援及びその後の一貫した支援を推進する。

## (13) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援



### 【住民の声や国・県の動向】

- 児童虐待の対応件数は全国的に増加傾向にあり、上天草市においても、複雑なケースや長期化するケースが多くなっています。
- こども・若者のアンケートにおいて、小学生、中学生は約8割の人が、高校生は約4割の人が「ヤングケアラーという言葉聞いたことがない」ことが分かりました。

### ① 児童虐待対策へのさらなる強化

#### 今後の取組

- 虐待相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、全てのこどもを対象にした子育て支援を行う市町村と心理士等の専門性を活かした相談対応等を行う児童家庭支援センター、そして、リスクの高い事案に対応する児童相談所が有機的に連携した三層構造の児童相談体制により、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。
- 虐待による死亡事例(心中以外)の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性等の支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知等に取り組めます。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。
母子保健事業	支援が必要な妊産婦、乳幼児に対して、保健師又はその他の職員が相談・訪問を行い妊娠、出産、育児等に必要な指導を行う。
地域子育て相談機関【再掲】	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設等の保険・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う。

## ② ヤングケアラーへの支援

### 今後の取組

- 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまう等、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。家族の世話等に係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。

## (14) こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る仕組み



### 【住民の声や国・県の動向】

- 熊本県の自殺死亡率は、全国で少ない方から13番目に位置しているものの、20歳代以下のこども・若者の自殺者数は横ばいで推移しており、また、20歳代以下の死因の第1位は自殺であり、こども・若者の自殺対策は喫緊の課題となっています。
- こども・若者へのアンケートの中で、「安心・安全に暮らせること」が上天草市に住み続けるうえで重要だと答える人が多い傾向にあります。

### ① こども・若者の自殺対策

#### 今後の取組

- 誰も自殺に追い込まれることのないよう、「支えあう上天草市」の実現を目指し、こども・若者を含むすべての人に対し自殺対策を強力に推進します。

#### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。
自殺対策事業	自殺予防週間及び自殺予防月間に、啓発活動を行い、自殺予防への関心を高める。 上天草市自殺対策計画に基づき各事業を通して体制の整備を行う。
いじめ防止対策事業	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けたこどもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進する。

## ② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

### 今後の取組

- こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進等、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
情報リテラシー等に係る啓発	学校や家庭への情報リテラシーに関するリーフレットを配布し、こどもや保護者等に対する啓発促進する。

## ③ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

### 今後の取組

- 「子ども110番の家」の設置拡大や、防犯灯の設置促進等、犯罪の発生しない環境整備を進めるとともに、パトロールを実施・促進し、犯罪発生を抑止と市民の防犯意識の高揚を図ります。
- こどもや保護者を対象とした交通安全教育や、チャイルドシートの効果と正しい使用の啓発、交通安全指導者の育成・教育力の向上に努めます。

### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
青少年健全育成事業	こどもたちを犯罪や事故から守るため、「子ども110番の家」の設置拡大を図る。
犯罪発生を抑止に係る取組	こどもたちを犯罪や事故から守るため、防犯灯の設置促進等、犯罪の発生しない環境整備を進めるとともに、パトロールを実施・促進し、犯罪発生を抑止と市民の防犯意識の高揚を図る。
交通安全教室の実施	こどもを対象とした交通安全教育を実施するとともに、関係機関が連携し、交通安全対策や防犯対策を実施する。
思春期講話【再掲】	思春期にある生徒たちが、自分がかげがえのない存在であること、妊娠及び出産のすばらしい面、大変な面等を捉え、思春期の心と身体づくりにつなげることを目的に、市内の中学校を対象に、思春期講話を実施する。

#### ④ 非行防止と自立支援

##### 今後の取組

- こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。
- 社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

##### 関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。

## 本計画における目標数値の一覧

No.	項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	出典等	
1	こどもの権利について知っているこどもの割合	小中学生	28%	42%	こども・若者への調査
		高校生	37%		
2	公共交通に対する満足度(市民意識調査)	13%	40%	第3次総合計画	
3	親の学びプログラムへの参加者数	198人	250人	第3次総合計画	
4	児童虐待案件相談件数(相談しやすい体制の充実)	102人	120人	第3次総合計画	
5	高校生の地元就職人数	8人	52人	第3次総合計画	
6	出生数(人口1000人当たり)	5.1人	6.3人	第3次総合計画	
7	子育てを楽しんでいると感じると回答した人	就学前	84.7%	90%	子育て当事者への調査
		就学	70.1%		
8	地域子育て支援拠点事業の利用者数	431人	460人	子ども・子育て支援事業計画	
9	男女共同参画に関心がある市民の割合(市民意識調査)	29.0%	35%	第3次総合計画	
10	放課後児童クラブの設置数	11箇所	12箇所	子ども・子育て支援事業計画	
11	ヤングケアラーについて知っているこどもの割合	小中学生	8%	30%	こども・若者への調査
		高校生	36%		
12	思春期講話の開催回数	2回	2回		
13	子育てに不安や負担を感じない人の割合(市民意識調査)	34%	41%	第3次総合計画	
14	子育ての相談ができる人がいると回答した人の割合	就学前	95.3%	97%	子育て当事者への調査
		就学	90%		
15	大人になってからも上天草市に住みたいと思うこどもの割合	小中学生	24%	36%	こども・若者への調査
		高校生	22%		

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の学校教育・保育の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な状況、学校教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。本計画では、市全域を一つの区域として、学校教育・保育提供区域として設定し、市の今後の需要の変化に適切に対応し、多様なサービス提供を推進します。

### 2. 教育・保育事業

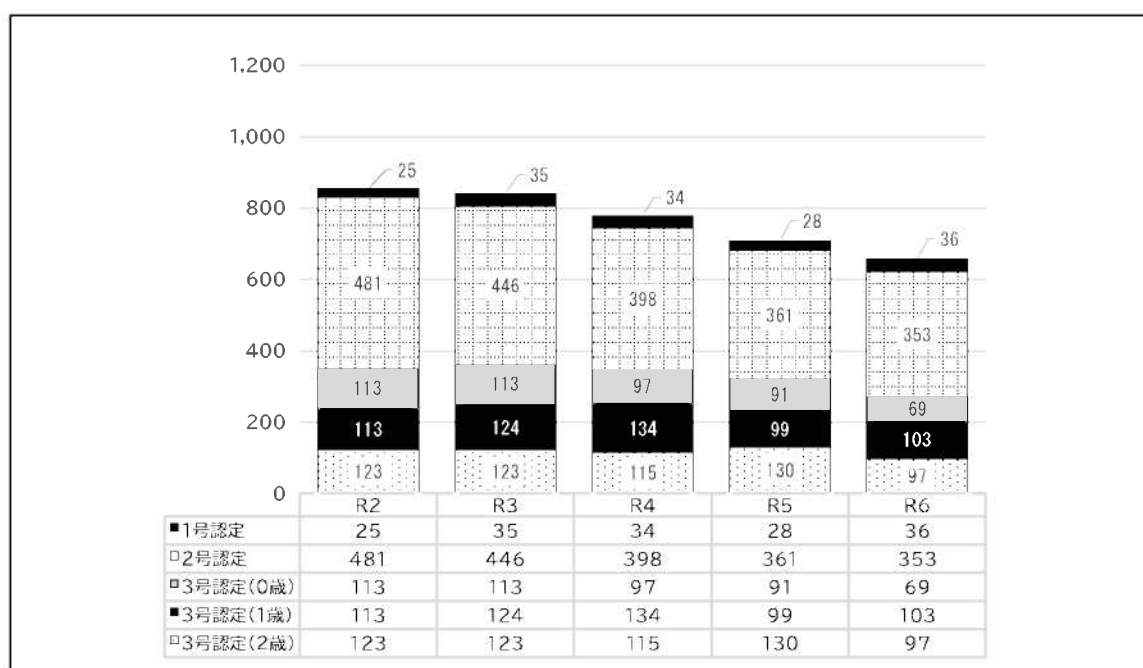
#### (1)現状・課題

本市の教育保育施設は保育所が12か所、認定こども園が3か所あります（令和6年4月1日現在）。近年、少子化が進む中、入所児童数は減少傾向にあり、今後の施設運営の存続が課題となっています。

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」から見ると、定期的な教育・保育事業を「利用している」人が84.1%、そのうち、83.2%が「認可保育所」を利用しています。

また、今後利用したい教育・保育事業については「認可保育所」が82.4%で最も多くなっていますが、「認定こども園」や「幼稚園」をあげる人もあり、認定こども園や幼稚園に対するニーズも上がります。

#### ■保育所・認定こども園入所児童数の推移



## (2)事業計画

### ①各年度における教育・保育の量の見込み

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」による教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域に対して均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

#### 《認定区分の設定内容》

- ・ 1号認定(3-5歳幼児期の学校教育のみ)  
特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園)に係る必要利用定員総数
- ・ 2号認定(3-5歳保育の必要性あり)  
特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所)に係る必要利用定員総数
- ・ 3号認定(0-2歳保育の必要性あり)  
特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所)及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

#### ■教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)

(人)

		令和7年度									
		1号	2号		3号						
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記 以外	2歳	1歳	0歳				
量の見込み		31	310		251						
		31	38	272	96	81	74				
確保 方 策	幼稚園	0	/								
	認定こども園(幼稚園部分)	35									
	認定こども園(保育所部分)							72	23	19	11
	保育所							334	89	68	39
	地域型保育事業								0	0	0
	企業主導型(地域枠)							0	0	0	0
	計	35						406	112	87	50
合 計		35	406	249							
確保方策-量の見込み		4	96	▲2							

(人)

		令和8年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記 以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み		29	288		229		
		29	35	253	75	86	68
確保 方 策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	35					
	認定こども園(保育所部分)		72	23	19	11	
	保育所		324	89	68	39	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	計	35	396	112	87	50	
合 計		35	396	249			
確保方策-量の見込み		6	108	20			

(人)

		令和9年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記 以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み		24	243		225		
		24	29	214	81	80	64
確保 方 策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	35					
	認定こども園(保育所部分)		72	23	19	11	
	保育所		314	89	68	39	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	計	35	386	112	87	50	
合 計		35	386	249			
確保方策-量の見込み		11	143	24			

(人)

		令和10年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記 以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み		23	228		210		
		23	28	200	74	75	61
確保 方策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	35					
	認定こども園(保育所部分)		72	23	19	11	
	保育所		304	89	68	39	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	計	35	376	112	87	50	
合計		35	376	249			
確保方策-量の見込み		12	148	39			

(人)

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記 以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み		21	208		200		
		21	25	183	70	72	58
確保 方策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	35					
	認定こども園(保育所部分)		72	23	19	11	
	保育所		294	89	68	39	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	計	35	366	112	87	50	
合計		35	366	249			
確保方策-量の見込み		14	158	49			

## ②教育・保育の提供体制

多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、こどもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟にこどもを受入れるための体制を確保するよう努めます。

現在は私立保育所 10 か所、私立認定こども園 3 か所となっています。

また、改築、修繕、耐震化等の必要性が高まっている施設については、国の保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金等を活用し整備の補助を行います。

## 3. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 延長保育(時間外保育)事業【区域:市全域】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

#### ① 現在の実施状況・課題

令和6年度現在、上天草市内の保育所等 13 園において、最長で午前7時から午後7時（12時間）までの開所を行い、延長保育を実施しています。

利用希望は年々微減傾向にあります。現在、全体として保育士の確保が困難なところもあり、必要な保育士の確保が課題となっています。

#### ② 今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業を、身近な地域で提供を受けられるよう必要な職員確保を図り、適正な実施体制の確保に努めます。

### ■目標事業量

	※年間の実人数(人)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	7	6	6	5	5
②確保方策	40	40	40	40	40

## (2) 放課後児童健全育成事業【区域::市全域】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ① 現在の実施状況・課題

令和6年度現在、下表の小学校区で放課後児童クラブを実施しています。

放課後児童クラブ名 (設置場所が所在する小学校区名)	運営主体
ひまわりアフタースクール(登立小学校区)	社会福祉法人大矢野ひまわり福祉会
上小学校学童保育所(上小学校区)	上小学校学童保育所の保護者会
中北小学校学童保育所(中北小学校区)	中北小学校学童保育所の保護者会
ちびっこ「ログ」(上小学校区)	社会福祉法人松濤園みつる福祉会
慈愛クラブ(中南小学校区)	社会福祉法人慈愛福祉会
姫戸ひかり放課後児童クラブ(姫戸小学校区)	社会福祉法人姫戸ひかり会
アロマ学童保育所(今津小学校区)	共同企業体祐和會
大矢野たから学童クラブ(登立小学校区)	社会福祉法人大矢野たから福祉会
下山放課後児童クラブ(維和小学校区)	社会福祉法人下山福祉会
龍ヶ岳学童保育所(龍ヶ岳小学校区)	共同企業体祐和會
愛光園学童クラブ(阿村小学校区)	社会福祉法人愛光園

### ② 今後の方向性・目標事業量

共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組んできました。放課後児童対策を一層強化し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき内容として「放課後児童対策パッケージ 2025」がとりまとめられています。こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図ります。

■目標事業量

		※年間の実人数(人)				
		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
① 量 の 見 込 み	1年生	99	101	111	108	101
	2年生	87	89	98	95	89
	3年生	65	67	74	71	67
	4年生	39	40	45	43	40
	5年生	24	25	27	26	25
	6年生	16	16	18	18	16
	合計	330	338	373	361	338
②確保方策	400	400	400	400	400	

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)【区域:市全域】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期間預ける等、必要な支援を行う事業です。

① 現在の実施状況・課題

子育て短期支援事業(ショートステイ)については、令和6年度現在、2施設への事業委託により実施していますが、利用者は多くありませんので利用が必要な子育て家庭への制度の周知が求められます。

② 今後の方向性・目標事業量

子育て短期支援事業(ショートステイ)については、これまでの利用は少ないものの、希望日に予約が取れない場合があります。必要な保護者が利用できるよう情報提供を行い、制度の普及を図りながら実施を継続していきます。

■目標事業量

		※年間の延べ人数(人日)				
		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み		5	5	5	5	5
②確保方策		5	5	5	5	5

#### (4) 地域子育て支援拠点事業【区域:市全域】

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### ① 現在の実施状況・課題

「子育て支援センター」等の地域子育て支援事業については、大矢野地区3か所、松島地区1か所、姫戸地区1か所の計5か所で実施しています。今後、各施設間の連携を強化する必要があります。

##### ② 今後の方向性・目標事業量

今後も子育て支援センターを中心に、現状の地域子育て支援拠点事業の確保を進めるとともに子育て支援センターの利用率を高めていくために、より多くの子育て家庭が利用できる、利用しやすい施設環境等の確保を検討していきます。

また、改築、修繕、耐震化等の必要性が高まっている施設については、国の次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、整備に対する補助を行っていきます。

#### ■目標事業量

	※年間の延べ人数(人日)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	338	310	303	284	269
②確保方策	460	460	460	460	460

**(5) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)【区域:市全域】**

**【一時預かり】**

保護者の病気、看護、冠婚葬祭や育児疲れの解消等により緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等を預かる事業です。

**【ファミリー・サポート・センター】**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て世帯を対象に、育児の支援をお願いしたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との、「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

**① 現在の実施状況・課題**

一時預かり事業については、平成21年度から自主事業として全保育所で実施し、緊急、又は一時的に保育が必要な保護者への保育サービスを提供しています。

ファミリー・サポート・センターの利用者数は増加傾向にありますが、当該事業があまり認知されていない状況です。そのため社会福祉協議会と連携し、周知活動を継続していくことで、利用者のさらなる増加を図る必要があります。

**② 今後の方向性・目標事業量**

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう、適正な支援に努めていきます。

**■目標事業量**

	※年間の延べ人数(人日)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	314	289	261	246	227
②確保方策					
一時預かり事業	250	250	250	250	250
子育て援助活動支援事業	100	100	100	100	100
トワイライトステイ	10	10	10	10	10

## (6) 病児・病後児保育事業【区域:市全域】

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

### ① 現在の実施状況・課題

平成27年10月から市内医療機関1か所に事業委託しており、令和5年度の利用児童数の延べ人数は15人となっています。

また、自主的に病児・病後児の利用を受入れている保育所は大矢野地区に3園あり、病気回復期で通常保育ができない児童の利用があります。運営にあたっては看護師等（人材）及びスペースの確保が必要であり、私立保育所等における事業の実施は、難しい状況にあります。

### ② 今後の方向性・目標事業量

病後児保育事業については、現在自主的に事業を実施している保育所へ引き続き実施をお願いし、保育所での呼びかけや各種媒体への掲載等を通して、保護者への制度の周知に努めます。

また、医療機関との連携により、ニーズに応じた病児・病後児保育のできる場所及び運営体制の確保に向けた検討を進めます。

#### ■目標事業量

※年間の延べ人数(人日)

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	15	14	13	12	11
②確保方策	30	30	30	30	30

## (7) 子育て援助活動支援事業(就学児童)【区域:市全域】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て世帯を対象に、育児の支援をお願いしたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との、「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

### ① 現在の実施状況・課題

ファミリー・サポート・センターの利用者数は増加傾向にあります。当該事業があまり認知されていない状況です。そのため社会福祉協議会と連携し、周知活動を継続していくことで、利用者のさらなる増加を図る必要があります。

### ② 今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう、適正な支援に努めていきます。

#### ■目標事業量

※年間の延べ人数(人日)

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	83	78	74	68	64
②確保方策	100	100	100	100	100

## (8) 利用者支援事業【区域:市全域】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

### ① 現在の実施状況・課題

妊娠・出産・子育て期にわたるまでの相談を「こども家庭センター」で対応します。母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営することにより、妊娠、出産、子育て期にわたる、切れ目のない相談支援や児童虐待への対応等を行います。

全ての妊産婦・こどもとその家庭等を対象として、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、子育て世帯と継続につながるための工夫を行う相談機関として、令和6年度に施行された改正児童福祉法で、地域子育て相談機関が創設されました。

### ② 今後の方向性・目標事業量

こども家庭センターを中心に母子保健と児童福祉の機能と一体的に運営し、妊娠、出産、子育て期にわたる、切れ目のない相談支援や児童虐待への対応等を行います。

#### ■目標事業量

	※実施か所数(か所)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み					
こども家庭センター	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	4	4	4	4	4
②確保方策					
こども家庭センター	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	4	4	4	4	4

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業【区域:市全域】

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行う事業です。

### ① 現在の実施状況・課題

生後2か月までの乳児に対して地域の母子保健推進員が戸別訪問を行い、関係機関との連携を図り、安心して地域で子育てができるよう支援しています。また、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施しています。

### ② 今後の方向性・目標事業量

今後も引き続き、母子保健推進員、保健師等を中心に訪問相談支援を行います。また、上天草市虐待防止対策協議会の体制整備及び機能強化を図り、要保護児童への必要な支援を行うとともに、虐待防止の啓発に努めます。

#### ■目標事業量

	※年間の実人数(人)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み					
乳児家庭全戸訪問事業	94	87	82	78	74
養育支援訪問事業	0	0	0	0	0
②確保方策					
乳児家庭全戸訪問事業	94	87	82	78	74
養育支援訪問事業	0	0	0	0	0

## (10) 妊婦健診事業【区域:市全域】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査にかかる費用のうち一定の額を公費で負担する事業です。

### ① 現在の実施状況・課題

妊婦の妊娠中の異常を早期発見し、適切な援助を行うことで、健やかに過ごして出産できるよう、妊婦健康診査 14 回分を公費負担で実施することで、妊娠・出産・育児の一貫した健康管理を行っています。

### ② 今後の方向性・目標事業量

今後も引き続き、公費負担による健康診査を実施することで、誰もが安心して妊娠・出産・育児のできる環境を整えていきます。

#### ■目標事業量

	※年間の実人数(人)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	94	87	82	78	74
②確保方策	94	87	82	78	74

## (11) 子育て世帯訪問支援事業【区域:市全域】

### ① 事業内容

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、こどもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加しています。

こうした需要に対応するため、訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

### ② 今後の方向性・目標事業量

要支援児童保護者等に対し適切な支援を行うことができるよう実施を検討します。

#### ■目標事業量

	※年間の実人数(人)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	76	73	69	65	61
②確保方策	76	73	69	65	61

## (12) 児童育成支援拠点事業【区域:市全域】

### ① 事業内容

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

不登校のこども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、こども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等のこどもの居場所に関する総合的な支援を実施します。

### ② 今後の方向性・目標事業量

必要な情報提供、相談等ができるような場所の確保に努めます。

#### ■目標事業量

	※年間の実人数(人)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	40	38	37	35	33
②確保方策	40	38	37	35	33

### (13) 親子関係形成支援事業【区域:市全域】

#### ① 事業内容

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

こどもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じたこどもとのかかわり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。

#### ② 今後の方向性・目標事業量

必要な情報提供、相談等ができるような場所の確保に努めます。

#### ■目標事業量

	※年間の実人数(人)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	25	24	23	22	20
②確保方策	25	24	23	22	20

### (14) 妊婦等包括相談支援事業【区域:市全域】

#### ① 事業内容

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

#### ② 今後の方向性・目標事業量

関係機関と連携し支援を行います。

#### ■目標事業量

	※年間の実施回数(回)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	妊娠届出数 86件 面談件数 258件	妊娠届出数 80件 面談件数 240件	妊娠届出数 75件 面談件数 225件	妊娠届出数 72件 面談件数 216件	妊娠届出数 68件 面談件数 204件
②確保方策	妊娠届出数 86件 面談件数 258件	妊娠届出数 80件 面談件数 240件	妊娠届出数 75件 面談件数 225件	妊娠届出数 72件 面談件数 216件	妊娠届出数 68件 面談件数 204件

## (15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【区域:市全域】

### ① 事業内容

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### ② 今後の方向性・目標事業量

令和8年度の本格実施に向けて調整を行っていきます。

#### ■目標事業量

	※年間の実人数(人)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	-	3	3	3	3
②確保方策	-	3	3	3	3

## (16) 産後ケア事業【区域:市全域】

### ① 事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施する事業です。

### ② 今後の方向性・目標事業量

関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援の実施に努めます。

#### ■目標事業量

	※年間の延べ人数(人日)				
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	10	9	8	8	8
②確保方策	10	9	9	8	8

## (17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【区域:市全域】

### ① 事業内容

保護者の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### ② 今後の方向性・目標事業量

保育の基本的な利用者負担額の中で、保護者の負担を軽減する措置を講じており、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、今後検討することとします。

## (18) 多様な事業主体の参入促進事業【区域:市全域】

### ① 事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### ② 今後の方向性・目標事業量

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることや、ニーズ調査による現在の保育体制等に対する満足度も非常に高いことから、新たな民間事業者の参入を促進する必要性は低いと思われますので、今後の既存施設の状況等を見ながら検討することとします。

## 4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

### (1) 目的

#### ① 質の高い教育・保育の提供

こどもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

#### ② 適正な集団規模の確保

こどもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施するため、こどもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

#### ③ 親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設ける等、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

### (2) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児教育と保育の一体的な提供を推進するため、保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行につなげます。

### (3) 保育所と小学校、中学校との連携の推進

各地域で取り組まれている保育所等と小中学校との間での相互交流を通じた教育カリキュラムを、年間を通じて実践しており、これらの取組を継続していきます。

また、保・小・中・連携研修会を通じて、職員の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、職員の交流等を通じて、保育所等と小中学校との連携を進めていきます。

## 5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、育児休業中の保護者に対して十分な情報提供を行うとともに、教育・保育施設の受入れ体制の確保に努めます。

## 6. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

### (1) こども虐待防止対策の充実

関係機関との連携によるこども・子育てに関する相談体制を整備するとともに、上天草市虐待防止対策協議会における取組の強化によりこども虐待防止対策の効果を高めていきます。

こども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦がいる家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には速やかかつ適切な支援につなげるよう努めます。

また、上天草市こども家庭センターを拠点として対応していきます。

### (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、各種子育て・生活支援施策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して熊本県が策定する「熊本県ひとり親家庭等自立支援計画」の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等の総合的な自立支援を推進します。

### (3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等を推進します。

また、障がい等により支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、一人一人のこどもの特性と家族の状況に合わせたきめ細やかな相談・療育支援を行うために、相談機関及び療育支援の充実により障がい児のいる家族への支援環境を確保します。

さらに、保育所、民生委員・児童委員等の関係機関との連携により、障がいのある児童の就学指導・相談体制の充実を図り、学校教育における特別支援学級による受入れ体制を充実するとともに、補助員を配置し、きめ細やかな教育のための人的確保に今後も努めます。

## 7. こどもの貧困対策の充実

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年 8 月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、同年 8 月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに、令和 6 年 6 月には法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、令和 6 年 9 月 25 日に施行されました。

貧困が世代を超えて連鎖することがないように、学校をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置づけた「教育支援」、貧困の状況にある世帯のこどもとその保護者が地域において孤立することなく生活するために、相談事業や情報提供の充実等生活全般を支える「生活支援」、保護者が一定の収入を得て生活の安定を図るための「保護者の就労支援」、生活の基盤を支えていくための「経済的支援」の 4 つの支援を軸とし、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

## 8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### (1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### (2) 育児休業等制度の周知

事業所等、民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

### (3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女共同参画の視点にたった男女双方の働き方についての意識啓発を進めていきます。

## 第6章 計画の実現のために

### 1. 推進体制

計画策定に携わる行政関係各部署を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得る等して、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、子ども・子育て会議の定期的な開催により、社会全体、地域ぐるみで、こども、子育て支援の環境向上や環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

### 2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子ども・子育て会議を通じて市民や、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとします。なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。